議題(1)規約・規程の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正(案)

(1) 改正理由

本市役職変更及び猪井委員の転勤に伴い、本規約を改正するものである。

(2) 改正内容(参考資料①)

第5条第4項に基づく別表中、「箕面市 子ども未来創造局長」を「箕面市 教育次長兼子ども未来創造局長」に、「大阪大学 大学院 工学研究科助教」を「富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授」に改める。

(3)新旧対照表

	IΒ		新				
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)				
区分	委員		区分	委員			
第5条	箕面市 副市長(市長が指名する副市		第5条	箕面市 副市長(市長が指名する副市			
第1項	長)		第1項	長)			
第1号	箕面市 市政統括監		第1号	箕面市 市政統括監			
	箕面市 地域創造部長			箕面市 地域創造部長			
	箕面市 健康福祉部長			箕面市 健康福祉部長			
	<u>箕面市</u> 子ども未来創造局長			<u>箕面市</u> 教育次長兼子ども未来創造局			
				長			
第5条	大阪大学 大学院 工学研究科 教授		第5条	大阪大学 大学院 工学研究科 教授			
第1項	大阪大学 大学院 工学研究科 助教		第1項	富山大学 都市デザイン学部 都市・			
第2号			第2号	<u>交通デザイン学科</u> <u>准教授</u>			
	公共交通に見識のある行政経験者			公共交通に見識のある行政経験者			
略	略		略	略			

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正(案)

(1) 改正理由

猪井委員(路線バス網再編検討分科会副会長、オレンジゆずるバス検討分 科会長)の転勤等に伴い、本規程を改正するものである。

(2) 改正内容(参考資料②)

第3条に基づく別表中、「大阪大学 大学院 工学研究科 助教」を「富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授」に、「箕面市 地域創造部 交通政策室長」を「箕面市 地域創造部 副部長」に改める。

(3)新旧対照表

NI 1111 1 . 3 711/					
IΒ			新		
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)			
(路線バス網再編検討分科会)		(路線バス網再編検討分科会)			
	構 成 員			構成員	
1	略		1	略	
2	大阪大学 大学院 工学研究科 助教	_	2	富山大学 都市デザイン学部 都市・ 交通デザイン学科 准教授	
3~10	略	_	3~10		
1 1	箕面市 地域創造部 交通政策室長		1 1	箕面市 地域創造部 <u>副部長</u>	
略	略		略	略	
(オレンジゆずるバス検討分科会) (専門部会)			(オレンジゆずるバス検討分科会) (専門部会)		
	構 成 員			構 成 員	
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教		1	富山大学 都市デザイン学部 都市・ 交通デザイン学科 准教授	
2 ~ 7	略		$2 \sim 7$	略	
8	箕面市 地域創造部 <u>交通政策室長</u>		8	箕面市 地域創造部 <u>副部長</u>	
(市民部会) 略		(市民部会) 略			